

みどり青申

第98号



一般社団法人

みどり青色申告会

会長 津本 晃

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

TEL 045-989-5011

FAX 045-989-5022

予約TEL 050-3719-5607

e-mail: midori-airo@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



あおいろくん



新年のご挨拶



一般社団法人 みどり青色申告会
会長 津本 晃

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、ようやく計画通りに会活動を行うことができました。特に大きな改正の「インボイス制度」の説明会については、年間を通じ多くの会員にご参加いただいたところです。

インボイスの登録をされた方は、消費税の確定申告が必要となり、当会においての申告者も倍増する見通しです。会員の皆様には早期相談にご協力をお願い申し上げます。まもなく令和5年分の確定申告時期を迎えますが、事務局の相談体制の確立に努めて参ります。

今年一年も、緑税務署、東京地方税理士会緑支部をはじめとした皆様、他友誼団体の皆様には、引き続きご支援を賜りますよう宜しくお願い致します。

最後になりますが、会員の皆様のこの一年のご健勝とご発展を祈念しまして、挨拶と致します。



緑税務署
署長 池田 龍太郎

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、令和6年の新春を健やかに迎えの心からお慶び申し上げます。

旧年中は、区民まつりなどでの広報活動や租税教室などの社会貢献活動にご尽力いただきました。また、インボイス制度の円滑な導入に向けて、会員に対する説明会や記帳指導等を積極的に開催いただいております。改めて心から感謝申し上げます。

さて、間もなく確定申告の時期を迎えます。確定申告事務が円滑に進むよう職員一丸となって努めてまいりますので、会員の皆様への適正申告の指導や相談会場における「青色コーナー」への従事など、引き続きご協力をお願い申し上げます。

新しい年が、干支(甲辰)の謂れのごとく、新型コロナからの回復から更に成長する年となることを期待するとともに、みどり青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。



新年号のトピックは…

- 確定申告期間の事務局の対応(P.2-3)、持参するもの(P.5)
- 決算書作成で注意したいチェックポイント(P.6-7)
- ブルーリターンA以外の会計ソフトや手書きで記帳している場合で、消費税申告を行う方は、これだけは必ずご準備ください!(P.8)

確定申告に
向けたご案内が
盛りだくさん!



令和5年分確定申告期間の事務局の対応(完全予約制度)について

● 相談日程表・提出期限

- 所得税確定申告相談会 提出期限:令和6年3月15日(金)
- 消費税確定申告相談会 提出期限:令和6年4月1日(月)

所得税、消費税ともに
提出期限(最終日)の受付は午前中まで

令和6年1月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※ 1月4日(木) 年末調整相談会(業務開始) 1月5日(金) 決算相談会
 ※ 1月11日(木) 年末調整相談会 1月12日(金) 決算相談会
 ※ 1月17日(水) 決算相談会
 ※ 1月25日(木) 所得税 予約相談開始

2月			
日	月	火	水
4	5	6	7
11	12	13	14
18	19	20	21
25	26	27	28

● 開始時間 (所得税)

- ①9:00 ②9:50 ③10:40 ④11:30 ⑤12:20
- ⑥13:10 ⑦14:00 ⑧14:50 ⑨15:40 ⑩16:35 ※電話受付のみ

※受付において、検温を行いますので、5~10分前にご来所ください。(朝の開門は10分前)
 ※④~⑥は交代制による昼休みのため、⑩は通常の営業時間外にかかるため、予約枠数が少なくなります。

ご相談時間は、おひとりさま 最大 **45** 分間となります。

● 予約受付・変更

①WEB、来所

当会ホームページに予約サイトを公開中

※**受付**:前日の正午まで **変更・キャンセル**:原則予約日の2営業日前まで
 それ以降はお電話にて承ります。



②電話

予約受付・変更 専用電話 ※平日 午前9時~午後5時

050-3719-5607 または **080-9566-8518**

※繋がらない場合には恐れ入りますが時間または日にちをおいてから再度お掛け直してください。

→メモ

(予約の際にご記入ください)

予約日	時間
月 日()	時 分~



(一社)みどり青色申告会

045-989-5011

予約専用TEL 050-3719-5607

080-9566-8518

平日 午前9時～午後5時

3月		
木	金	土
1	2	3
8	9	10 午前のみ
15	16	17 午前のみ
22	23	24 午前のみ
29	3/1	3/2 午前のみ

3月・4月						
日	月	火	水	木	金	土
3	4	5 代理送信 受付終了	6	7	8	9
10	11 有料1回 2,000円	12	13	14	15 所得税最終 午前のみ	16
17	18 特別休暇	19 消費税 予約相談開始	20	21	22	23 午前のみ
24	25	26	27	28	29	30
31	4/1 消費税最終 午前のみ					

● ご予約に際しての注意事項

- **ご相談は、所得税・消費税それぞれ1回で完了できるようご準備ください。**
複数回のご相談は、**有料**です。

予約日にご来所いただけなかった場合、当日に忘れ物や不備などで終了しなかった場合、提出後に誤りを発見した場合(訂正申告)により、複数回のご相談となった際には別途料金を頂戴致します。

有料! 所得税申告 2回目 2,000円、3回目以降 5,000円
消費税申告 2回目以降 2,000円

※令和5年12月以降の入会者は、別途ご案内致します。

- **所得税確定申告期限間際のご相談は、有料です。**

有料! 3月11日(月)～15日(金)の相談は、**1回 2,000円**を承ります。

- **準会員(ご家族等)のご相談がある方**

準会員はご予約いただけません。正会員のご相談を含め45分間となります。(超過の場合には別途ご案内)

- **消費税課税事業者の方は、消費税確定申告相談会も同時にご予約ください。**

期間:3月19日(火)～4月1日(月) (ご相談時間: 2割特例・簡易課税 25分間、一般課税 50分間)

インボイス登録申請をされた方は、あらたに消費税確定申告が必要です。

簡易課税・2割特例で対応した記帳等が完成している場合に限り、時間内で所得税と同時の確定申告を承ることがございます。 ※同封の「消費税の計算方法のセルフチェック」にご記入の上、必ずご持参ください。

- **インボイス制度についてのご相談、登録申請は承ることができません。**

- **変更、キャンセルは必ずご連絡ください。(原則:予約日の2営業日前まで)**

- **担当者の指名には応じかねます。**

- **スペースの都合上、ご来所の際は必要最小限の人数でお願い致します。**

- **遅刻や、忘れ物にご注意ください。**

遅刻(駐車場の混雑等により予約時間に遅れた場合含む)、忘れ物(USBにデータが入っていない場合を含む)があっても時間の延長はできかねます。(終了時間は当初の予定通り)

※到着時間によっては、予約時間を無効とさせていただく場合がございます。

会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の皆さまへ

☆ブルーリターンA 2024バージョンアップ版ソフトを**必ずインストール**してください。

※「インターネット環境でのご利用(推奨)」に設定された方は、インターネットを介した『自動ダウンロード方式』となります。(1月中旬頃公開)

※「インターネット未接続でのご利用」の方は、1月中旬～下旬頃CDが送付されます。(ソフトインストールのサポートは**対応できかねます**)

※バージョンアップを行うことで、データが消えることはありません。引き続き会計年2023の操作を行うことが出来ます。

☆入力済データは**必ずバックアップ**をしてUSBメモリ等でご持参ください。

※ご相談時は**パソコンの持ち込みNG**(コロナ対策としてアクリル板を挟んでの対応となるため)



ご相談にあたっての注意事項

土地・建物や先物取引、FX、暗号資産、特定口座以外の株式の売却などの申告がある方は、申告会でご相談を承ることはできません。事務所にて事業所得、不動産所得などの青色申告決算書や確定申告書(第一表、二表)をご準備の上、A、Bのいずれかにてご相談ください。

A. 税務署へ相談

(税務署の確定申告会場の開設期間などの案内はP.8をご参照ください。)



詳しくはこちらのQRコードをご覧ください。



B. 税理士へ相談

(**有料** 申告会より会員の税理士をご紹介します。)



予約制 4月以降の事務局への記帳相談予約について

● WEB(PC、スマホ、タブレット)

令和6年3月1日(金) 午前9時～

※4月以降は利用する日の2ヶ月前の日から予約できます。

※税理士による税務相談、不動産に関する相談(詳細はP.10)についてもWEB予約できます。

※ご予約には会員番号、パスワードが必要です。



↑スマホ
タブレットは
こちら

● 電話・来所

令和6年3月19日(火) 午前9時～

※所得税の確定申告期間終了後より承ります。ご理解をお願い致します。

予約TEL:050-3719-5607

午前9時～午後5時

ご予約のうえ、
ご来所ください。



決算相談会実施中! 令和6年1月24日(水)まで

土日祝日、年始(～1月3日)、11日午後を除く

● 決算整理の帳簿上の処理

確定申告期間中の記帳(入力)相談はお受けしておりません。

● 年末の前払いや未払いの経費の取扱い

確定申告前の最後の相談期間です。

● 棚卸しの仕方

相談
時間

午前: 9時、10時、11時～

● 確定申告当日の持ち物確認 など

午後: 1時、2時、3時～

予約 TEL

050-3719-5607

予約サイト

<https://midori-airo.revn.jp/>





令和5年分確定申告の際に持参するもの

チェック欄	区分	提出	名称	内容
<input type="checkbox"/>	決算		通帳・借入金残高	日々の実際有高と帳簿残高の金額を合わせて下さい。
<input type="checkbox"/>			月別総括集計表、合計残高試算表	月間、年間合計は必ず記入して下さい。
<input type="checkbox"/>			令和5年末棚卸明細	年末に商品等の在庫がある方は棚卸しを行い、期末在庫の明細書を作成のうえ、金額を合計して下さい。
<input type="checkbox"/>	消費税	○	令和5年分の決算書	控用決算書に月別の売上、必要経費の科目ごとの合計額を記入して下さい。 注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。
<input type="checkbox"/>	所得税の確定申告	○	令和5年分の確定申告書	下書き用申告書(手引きの最終ページ)の分かる箇所を記入して下さい。 注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。
<input type="checkbox"/>			確定申告のお知らせハガキ 又は納付書同封お知らせ通知書	令和6年1月下旬に送付された場合は、忘れずにご持参ください。 ※税務署から送付された書類は全てお持ちください。
<input type="checkbox"/>			源泉徴収票(公的年金など含む) 支払調書	令和6年1月末頃までに支払い元の事業者、日本年金機構、生命保険会社等から送付されます。 公的年金は改定や振込通知書との取り違えにご注意下さい。
<input type="checkbox"/>		○	医療費の明細書又は通知書	領収書から明細書を作成し添付します。「医療を受けた方の氏名」、「病院、薬局などの支払先の名称」毎に合計して記入できます。
<input type="checkbox"/>			国民健康保険の通知ハガキ	令和6年1月末頃に区役所より送付されます。 令和5年中の支払額が不明の場合には、事前に区役所へお問い合わせ下さい。
<input type="checkbox"/>		○	国民年金(年金基金) 保険料控除証明書	令和5年11月上旬に日本年金機構より送付されます。添付が義務となっていますので、ハガキが見当たらない場合には日本年金機構へご請求ください。
<input type="checkbox"/>		○	小規模企業共済掛金控除証明書	中小企業基盤整備機構より令和5年12月初旬にハガキが送付されます。
<input type="checkbox"/>		○	生命・地震保険料控除証明書	保険会社より送付されます。
<input type="checkbox"/>			配偶者の源泉徴収票など	配偶者(特別)控除の適用にあたり、所得が分かる書類をご持参ください。
<input type="checkbox"/>		○	その他必要な物(証明書など)	寄附金控除証明書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など
<input type="checkbox"/>	署名		マイナンバーカード	e-Taxで申告をする方(代理送信する方は除く) 注意：電子証明書の有効期限(5年間)をご確認ください。
<input type="checkbox"/>			暗証番号(パスワード)・利用者識別番号等を控えた用紙	e-Taxで申告する方 マイナンバーカードの利用には、交付の際にご自身で設定したパスワードが必要です。
<input type="checkbox"/>	納税		納付書(所得税・消費税)	振替納税をご利用でない場合に、税務署より送付されます。
<input type="checkbox"/>			還付先口座	還付となる場合には、還付先の口座がわかるもの(屋号のない、申告者ご本人名義の口座に限ります)
<input type="checkbox"/>	消費税の確定申告 その他		令和3、4年分(2ヶ年分)の所得税及び消費税の申告書、決算書	確定申告書(控)・決算書(控)
<input type="checkbox"/>			決算までの自己チェック表	本紙P6,7「決算書作成で注意したいチェックポイント!」をご確認ください。
<input type="checkbox"/>			帳簿類	ブルーリターンAをご利用の方は、令和5年12月末まで入力済のデータ(USBメモリ等)
<input type="checkbox"/>			車両などの売買契約書等	令和5年中に車など資産の購入、買換えがあった場合
<input type="checkbox"/>			〈消費税の計算方法についてのセルフチェック〉	2割特例が適用できるか、ご自身で確認・試算してお持ちください。
<input type="checkbox"/>			2割特例による納付税額計算表	2割特例で申告される場合は必ず記入してお持ち下さい。
<input type="checkbox"/>			課税取引金額計算表	簡易課税、一般課税で申告される方で手書帳簿の方は必ず記入してご持参下さい。

決算書作成で注意したい

チェックポイント!

✓ **チェックして申告
当日に持参しよう!**

事業所得編



チェック	売上 (収入) 金額
	<ul style="list-style-type: none"> ●未収入の売上 (売掛) の計上漏れはありませんか? →実際に代金を受け取っていなくても、年内に金額の確定したものは売上とします。
	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食業や小売業などで商品を扱っている方は、家事 (事業) 消費を計上していますか? →仕入れた商品・材料を家事 (事業) で消費したときには売上金額 (自家消費) に加算します。(通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれが多い額)
	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税が源泉徴収される売上を手取り額で計上していませんか? →所得税が源泉徴収される前の金額によって計算し、源泉所得税は確定申告で精算します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●売上先ごとに売上 (収入) 金額の集計を行いましたか? →今年から決算書に「売上 (収入) 金額の明細」欄が追加されます。金額の大きい所から、「売上先名・所在地・インボイス登録番号 (法人番号)・売上 (収入) 金額」を記載します。

チェック	仕入金額
	<ul style="list-style-type: none"> ●未払いの仕入 (買掛) の計上漏れはありませんか? →売上と同様に納品を受けているものは、代金が未払いでも仕入金額に加算します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●仕入先ごとに仕入金額の集計を行いましたか? →今年から決算書に「仕入金額の明細」欄が追加されます。金額の大きい所から、「仕入先名・所在地・インボイス登録番号 (法人番号)・仕入金額」を記載します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●年末の棚卸は行いましたか? →年末 (インボイスを登録した方は登録の前月と当月) に商品・材料ごとに棚卸を行い、棚卸表を作成します。消費税課税事業者の方は税区分も分けましょう。数量と最終仕入原価を掛け合わせて計算した金額は、売上原価から除きます。

チェック	必要経費
	<ul style="list-style-type: none"> ●家事上の費用 (所得税、住民税、健康保険料、罰金など) を経費にしていませんか? →必要経費になりません。 ただし、税金のうち、個人事業税や消費税 (税込経理の場合) は経費となります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●家事関連費 (水道光熱費、地代家賃、通信費、車両関係費等) が全額経費となっていないですか? →全額を経費に含めている場合には、家事使用分を按分するなどして経費から除きます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●車などのローンの返済額が計上されていませんか? →元本部分は経費に計上できません。取得価額により減価償却費の計算を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ●減価償却の計算は正しくされていますか? →10万円以上の備品や機械などは、減価償却費の計算が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ●専従者給与は適正ですか? →専ら事業に従事していること、届出額の範囲内で、従事内容や他の使用人の給与などから見て妥当な額を実際に支払っていることが要件です。

Panasonic Homes

STAY SAFE 毎日と、万一の安心がつづく

「大丈夫」と言える住まいを。

同封チラシで安心して暮らせる防災対策をチェック!

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

退職金の準備が中小規模のお手伝いします

制度の特長

- 1 経営者のための **退職金制度**
廃業後の生活資金をあらかじめ準備しておく共済制度。
- 2 掛金は **全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除。
- 3 受取時も **税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」。

共済相談室 TEL 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットなら24時間いつでも質問!

Be a Great Small. 中小機構

小規模共済 検索

 **✓ チェックして申告当日に持参しよう!**

不動産所得編



チェック	賃貸料
	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約等で年内に受け取ることになっている未収家賃の計上漏れはありませんか？ → 実際に代金を受け取っていなくても、その年の賃貸料に計上します。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 預り敷金のうち、入居者退去などに合わせて返還不要となった部分の計上漏れはありませんか？ → 収入金額のうち、その他収入に計上します。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自販機設置の手数料収入、電柱の土地賃貸料などはありませんか？ → 建物の賃貸でなくとも、不動産の収入として考えます。 売電収入があった場合も収入に計上します。(貸付部分以外は申告書の雑所得へ計上)

チェック	必要経費
	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付部分以外（ご自宅など）の固定資産税や修繕費用が計上されていませんか？ → 家事使用分を按分するなどして、ご自宅部分などは経費から除きます。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 修繕費のうち、20万円以上の支出はありませんか？ → 資産価値を高める改修工事等として、減価償却費の計算が必要な場合があります。 詳細は事務局までご相談ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災（地震）保険料のうち保険期間10年（5年）などの、保険料はありませんか？ → 保険期間が1年契約でないものは、月割計算を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入金利子は適正ですか？ → 元本の返済額は経費にできません。貸付部分の利子のみ計上します。 また、損失がある場合、損失の金額に土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分がある場合、その部分は不動産所得以外の所得との損益通算はできません。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業的規模（5棟10室以上）がないのに専従者給与を計上していませんか？ → 他に事業所得がなく、事業的規模がない場合には専従者給与は計上できません。

記入漏れを防ぐため、前年分と見比べましょう。

当日は令和3年分、令和4年分（2ヶ年分）の決算書・申告書の控えもご持参ください。

Aflac アフラック

<一般社団法人みどり青色申告会担当>
がん・医療福利厚生制度 募集代理店

株式会社 マイペース



お問い合わせはこちらから! → 

0120-788-766

〒226-0011 横浜市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F
TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072
URL <https://mypace.co.jp/> E-mail sales@mypace.co.jp

株全国儀式サービス 24時間365日
電話1本 **相談無料**

3つの終活サービス

- ① 「葬儀支援サービス」
万一の際に、全国共通の葬儀基本セットを安価で提供。
☎0120-421-493  詳しくは▶
- ② 「家族のための生前整理・遺品整理」
ご家族に代わって、お部屋の片付けのお手伝い。
☎0120-204-122  詳しくは▶
- ③ 「家族のための相続手続」(NCPグループ)
不動産・預貯金などの名義変更はお任せください!
☎0120-204-122  詳しくは▶

ブルーリターン A 以外の会計ソフトや手書きで記帳している場合で、消費税申告を行う方は、これだけは必ずご準備ください！



インボイス発行事業者の登録をした方も消費税の申告が必要になります。特に今回初めて消費税の申告をする場合には、事前に必要な準備についてご確認ください。(会計ソフト「ブルーリターン A」をご利用の方は、9月号のご案内をご覧ください。)

9月号

◆ 2割特例で消費税申告をする方

- ・ 2割特例が適用できるかを前号(11月号)同封の「セルフチェック」により判断
- ・ 所得税及び消費税の確定申告当日に次の書類を持参
 - ・ 「令和3、4年分の決算書と所得税及び消費税の確定申告書」
 - ・ 次の「2割特例による納付税額計算表」(申告のため赤枠箇所が必要です。)



セルフチェック

【2割特例による納付税額計算表】 集計期間: **インボイス登録日** / ~12/31

① 「売上(収入)金額(雑収入含)」	→	<input type="text"/>	円
② ①のうち、国などの支援金や補助金、非課税取引の金額	→	—	円
③ 事業用固定資産の売却代金	→	+	円
④ 雑所得(業務)の収入金額	→	+	円
⑤ ①~④の合計額(集計期間の課税売上高)	→	<input type="text"/>	円

➡ ⑥ ⑤の金額 × 10/110※ × 20% = 円

※飲食料品(軽減税率適用)の売上は8/108

◆ (2割特例でなく) 一般課税や簡易課税で消費税申告をする方

- ・ 所得税及び消費税の確定申告当日に次の書類を持参
 - ・ 「令和3、4年分の決算書と所得税及び消費税の確定申告書」
 - ・ 「課税取引金額計算表」(インボイス制度に対応した新様式)



事業所得用



不動産所得用

注意 消費税の税区分を集計する期間について

- ・ インボイス登録により課税事業者となった方: 登録日 ~ 12/31
- ・ 当初から課税事業者の方: 1/1~12/31 の期間で集計するようご注意ください。

緑税務署からのお知らせ

申告書作成会場の開設期間 令和6年2月16日(金)~3月15日(金)

※土、日及び祝日を除きます。ただし2月25日(日)は開場します。

受付 午前8時30分~午後4時まで **相談** 午前9時15分~午後5時まで

- 会場では原則スマートフォンで申告書の作成指導を行います。
- 入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、当日会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。
- 1月から4月中旬まで当署の駐車場は使用できません。

入場整理券の事前発行はこちら



問合せ先 ☎045-972-7771(代表) 〒225-8550 横浜市青葉区市ケ尾町 22-3

令和5年度 納税表彰受彰報告

令和5年11月8日 浜離宮朝日ホール

【東京国税局長表彰】

津本 晃氏(会長)

令和5年11月20日 メロンディアあざみ野

【緑税務署長表彰】

奥富 豊氏(理事) 佐々木 愼氏(理事)

【緑税務署長感謝状贈呈】

大塚 重信氏(理事) 田中 宏佳氏(理事)

富永 恵治氏(理事) 長崎 元氏(理事)

【一般社団法人みどり青色申告会会長表彰】

大塚 重信氏(理事) 長崎 元氏(理事)

【神奈川県緑税事務所長表彰】

上海道 竹重氏(監事)



令和5年11月14日 横浜市庁舎

【横浜市納税奨励表彰】

相 益代氏(理事)

令和5年11月30日 都筑区役所区長室

【都筑区納税奨励表彰】

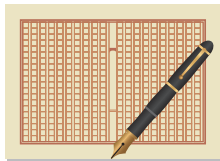
井原 正二氏(副会長)

中学生の「税についての作文」

(一社)みどり青色申告会 会長賞

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催の募集により、緑税務署管内の中学校から多数の応募がありました。

当会は、横浜市立鴨居中学校 松田紗帆さんの作文『税金で繋ぐ私たちの未来』を表彰致しました。おめでとうございます。



衆議院議員 鈴木馨祐氏、三谷英弘氏へ 令和6年度税制改正に関する陳情を行いました。

個人事業主を取り巻く税制や納税・事業環境について、(一社)全国青色申告会総連合で取りまとめ審議した要望意見を11月26日(日)に地元地区の国会議員へ伝えました。



要望意見(PDF)



各おまつりに出店!

11月に3区のおまつり(中山まつり、青葉区民まつり、都筑区民まつり)とJAまつりに出店しました。お天気に恵まれた中、申告会及び税情報の広報活動と子供向けゲームを行いました。



会員のお店紹介 随時募集しておりますので事務局までご連絡下さい(初回無料)

国際輸送の事ならお任せください!
海外宛の書類・小包等の輸送費(クーリエ)削減できます

個人事業主の方も、大企業並みの優待料金をご利用いただけます

OCSご利用時 中国・アジア向け輸出 **最大80% OFF!!**

UPSご利用時 欧米 輸出入 **最大70% OFF!!**

FedExご利用時 中東・アジアからの輸入 **最大80% OFF!!**

サービス内容

- ☑ 向け地によって業者を選定
- ☑ 出荷件数のノルマ無し
- ☑ 物量によって業者を選定
- ☑ 個人でも使用可

ご連絡は yuji.fujita@gmail.com まで 物流コンサルタント 藤田祐司
☎080-6778-1838

横浜市からのお知らせ

窓口に出向かずに、市税の納付ができます

■地方税共通納税システム

[eTAX]や「地方税お支払サイト」を使用して、すべての都道府県・市区町村へパソコンやスマートフォンから電子納付を行うことができます。

【対象税目】

- 個人市民税・県民税(特別徴収、退職所得)
- 法人市民税 ●事業所税 ●市たばこ税 ●入湯税
- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 固定資産税(償却資産) ●軽自動車税(種別割)



エルタックス

検索

■スマホ決済、クレジット納付、ペイジー納付、口座振替

【対象税目】

- 個人市民税・県民税(普通徴収)
 - 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
 - 固定資産税(償却資産) ●軽自動車税(種別割)(※)
- ※軽自動車税(種別割)は口座振替の対象外です。



横浜市 納付方法

検索

会員特典

専門家による無料個別相談

※お申し込み、お問い合わせは事務局 (TEL:050-3719-5607) まで。

税理士による税務相談 予約制 (WEB予約可)

会場 青色申告会事務所 相談時間: 50分

4月16日(火)、5月16日(木)、6月17日(月)、
7月12日(金)、8月7日(水)、9月12日(木)
9:30～、10:30～、11:30～

※60日前受付開始

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。

協力: 東京地方税理士会緑支部

不動産に関する相談

会場 青色申告会事務所 相談時間: 50分

① 自宅・事業所・賃貸物件の管理・売却・修繕・リフォーム・新築・建て替えなどの相談 予約制 (WEB予約可)

4月9日(火)、5月17日(金)、6月11日(火)
14:00～、15:00～ ※60日前受付開始

青色家づくりサポート 協力: パナソニックホームズ

② 空室、建物改善、滞納等の賃貸経営の問題、相続、土地活用などの相談 随時お申込制

協力: 株式会社 市萬

社会保険労務士相談 随時お申込制

労働契約や労務関係、雇用関係の助成金のご相談など、幅広く承ります。

相談時間: 30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※源泉所得税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



小林社労士
(当会顧問、青年部員)

弁護士相談 随時お申込制

取引・代金トラブル、相続、交通事故、不動産関係のご相談など、幅広く承ります。
相談時間: 30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※相続税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



波戸岡弁護士
(当会顧問、青年部員)

※感染症や悪天候などのやむを得ない事情により、**急遽中止**や**電話対応**となる場合があります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご報告

◎令和5年度 第6回理事会

日時: 令和5年11月27日(月) 午後6時30分～
場所: 青葉区区民交流センター 第2・3会議室
出席: 理事21名、監事3名
議題:

- 報告事項
1. 納税表彰受表彰者報告
 2. 職務の執行状況報告
 3. 副会長の職務の割り当て報告
 4. セカンドソフトの導入報告(令和6年5月～)
 5. ブロック・委員会・部会・支部からの報告
- 審議事項
1. 令和5年度中間収支報告・監査報告
 2. 会計処理規程、庶務規程の承認について
 3. 役員規程、会議規程の承認について
 4. 定款変更(最終案)の承認について
 5. 平野前会長のお別れ会(仮題)の開催について
 6. 委員候補の承認について

その他

審議事項は採決により承認されました。

今後の予定

令和6年

- 1月 3日(水) 迄 年始休暇のため閉所
- 11日(木) 午後 職員研修のため閉所
- 13日(土) 土曜日相談会
- 22日(月) 源泉所得税納付の期限(7～12月分)
※納付の特例適用者
- 31日(水) 給与支払報告書提出締切
- 3月 15日(金) 所得税の確定申告書提出、納付期限
- 18日(月) 特別休暇のため閉所
- 4月 1日(月) 消費税の確定申告書提出、納付期限
- 23日(火) 所得税口座振替日(振替納税の方)
- 26日(金) 年会費引落日
- 30日(火) 消費税口座振替日(振替納税の方)

編・集・後・記

みどり青申新年号をお読みいただき有難うございます。
新年明けての大仕事確定申告である事は皆様のご承知の通りですが、さらに今年は消費税申告が必要な方にとって気掛かりではございませんか?事前準備を計画的に進めて参りましょう。

末尾となりましたが今回も関係者の方々にご協力頂きました事、心より感謝申し上げます。

広報委員 菅原 寛樹

車で事務所に来所される方へ

当会の駐車場は、高架下の6台のみです。

近隣からの苦情がでています。

絶対に路上駐車しないでください

